

理・美容所開設時の検査項目について

開設届申請後の（現地）検査では、以下の項目を確認します。

- ① 器具の消毒方法・消毒薬を確認します。
- ② 作業衣（エプロン等）を確認します。
- ③ 手指洗浄用石けん及び消毒薬を確認します。
- ④ 理・美容所の構造についてお尋ねします。（床材・腰板材）
- ⑤ 水道の使用箇所等を確認します。
- ⑥ 毛髪箱・汚物箱を確認します。
- ⑦ 消毒設備（器具設置場所等）の面積を測ります。
- ⑧ 照度を測ります。
- ⑨ 換気扇の大きさ・個数を確認します。
- ⑩ 救急箱を確認します。
- ⑪ 器具類について確認します。
- ⑫ 待合場所と作業場所の面積を測ります。

<理・美容所について講ずべき衛生措置>

● 理容師法第9条、鳥取市理容師法施行条例第6条

◎ 美容師法第8条、鳥取市美容師法施行条例第6条

- ① 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
- ② 皮ふに接する布片を客1人ごとに取替え、皮ふに接する器具を客1人ごとに消毒すること。
- ③ 作業中は、専用の作業衣を着用すること。
- ④ 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬で消毒し、又はせっけんで洗浄すること。

● 理容師法第12条、鳥取市理容師法施行条例第8条

◎ 美容師法第13条、鳥取市美容師法施行条例第8条

- ⑤ 常に清潔を保つこと。
 - 床及び腰板には不浸透性材料を使用すること。
 - ・ 洗場は、流水装置とすること。
 - ・ ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
- ⑥ 消毒設備を設けること。
- ⑦ 採光、照明及び換気を充分にすること。
- ⑧ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えておくこと。

※ 消毒方法・・・理・美容師法施行規則第25条を参照

出張理・美容の検査項目について

出張理・美容届出申請後の（現地）検査では、以下の項目を確認します

- ① 器具の消毒方法・消毒薬を確認します。
- ② 作業衣（エプロン等）を確認します。
- ③ 手指洗浄用石けん及び消毒薬を確認します。
- ④ 不浸透性のシート（ビニールシート等）を確認します。
- ⑤ 消毒済と使用済の器具等の携行方法を確認します。（器具、布片、タオル）
- ⑥ 救急箱を確認します。
- ⑦ 毛髪入れ・汚物入れを確認します。

<出張理・美容を行う場合の衛生措置>

●理容師法第9条

◎美容師法第8条

- ① 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
- ② 皮ふに接する布片を客1人ごとに取替え、皮ふに接する器具を客1人ごとに消毒すること。

●鳥取市理容師法施行条例第6条

◎鳥取市美容師法施行条例第6条

- ③ 作業中は、専用の作業衣を着用すること。
- ④ 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬で消毒し、又は石けんで洗浄すること。
- ⑤ 作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水等が浸透しないものをいう。）で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所で行うこと。
- ⑥ 理・美容器具その他の理・美容資器材は、消毒済のものと使用済のものとを区分し、衛生的かつ安全に収納して携行すること。
- ⑦ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生資材を携行すること。

※ 消毒方法・・・理・美容師法施行規則第25条を参照